

2021年6月2日

株 主 各 位

大阪府中央区道修町一丁目5番18号
株式会社ベネフィットジャパン
代表取締役社長 佐 久 間 寛

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ以下のいずれかの方法によって議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3F 北浜フォーラム B・C室

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第25期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### <株主様へのお願い>

・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。

インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.benefitjapan.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認しマスク着用で対応させていただきます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.benefitjapan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.benefitjapan.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表も含まれております。

昨年から、株主総会ご出席の株主様へのお土産は、とりやめさせていただいております。  
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年6月22日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

(3) 議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトで議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## （添付書類）

### 事業報告

（ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ）

## 1. 企業集団の現況

### （1）当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」といいます。）の再拡大に伴い、個人消費の回復は足踏みし、雇用情勢については依然として弱い動きとなっており、今後の先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、対面での販売活動は感染症拡大前の水準には戻っていないものの、WEB販路の代理店の販売数が大幅に増加したことで会員数を伸ばすことができ、ストック収入が大きく増加しました。また、モバイルWi-Fiのレンタル事業において、テレワーク導入企業やオンライン授業を導入する学校関係からの申込により利用者が大きく拡大しました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は売上高9,945,117千円（前年同期比29.1%増）、営業利益1,280,797千円（同13.9%増）、経常利益1,308,424千円（同17.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益912,451千円（同21.8%増）となりました。

（MVNO事業）

当社は、「ONLY Mobile」、「Only Customize Plan」（注1）、モバイルWi-Fiのレンタル事業（NETAGE）やMVNE（注2）事業を総称したモバイルWi-Fi事業及びコミュニケーションロボットとSIMカードをパッケージ化した「ONLY ROBO」を中心としたコミュニケーションロボット事業を行っております。また、それらの付帯サービスとして、インターネットオプションサービスやコンテンツ等の「ONLY OPTION」の提供を行っております。

モバイルWi-Fi事業につきまして、感染症拡大により、対面での販売活動は2020年4月から5月の緊急事態宣言中は活動を自粛しました。活動再開後も商業施設の一部において催事活動の休止が継続しており、ソーシャルディスタンス確保等の感染症対策を実施していることもあり、生産性は感染症拡大前の水準を下回る結果となりました。一方で、テレワーク等の需要をWEBからの申込みによる取り込みやYouTubeとのコラボ企画である「地球Wi-Fi」、専用ホームキットと組み合わせることで固定回線の代わりとして利用することができるモバイルWi-Fiを導入したこと、法人の大型契約により新規会員数を大きく伸ばすことがで

きました。なお、第4四半期にて実施した法人の大型契約は、販売手数料等の一過性である費用が先行する事となった為に収益を下げることとなりました。その結果、モバイルW i - F i の会員数は前年同月比36.2%増加し、ストック収入は大きく増加いたしました。また、モバイルW i - F i のレンタル事業において、テレワーク導入企業やオンライン授業を導入する学校関係からの申込により、前期に比べ利用者が大きく増え、現時点においても高水準を維持しております。

コミュニケーションロボット事業につきまして、モバイルW i - F i 事業同様に緊急事態宣言中は、活動を自粛しましたが、テレビなどのメディアで取り上げられる機会が増えた事で、認知度が向上し、生産性の水準は落とさず、販売スタッフ数が増加したことで販売数は前年同期を上回りました。また、当連結会計年度より開始した「ロボホンP r i m e」は、会員価格でのアクセサリ等の購入やロボホンの操作サポート等、いくつかの特典がセットになっており、顧客の長期利用及び満足度向上に繋がるサービスとして数多くの顧客にご利用いただいております。

以上のことから、当連結会計年度末におけるONLYSERVICEの会員数は以下の通りとなりました。

|                   | 2021年3月末             | 2020年3月末             | 前年同月比  |
|-------------------|----------------------|----------------------|--------|
| ONLYSERVICE総会員数   | 151,100人             | 117,300人             | 28.9%増 |
| モバイルW i - F i     | 119,600人             | 87,800人              | 36.2%増 |
| コミュニケーションロボット     | 11,700人              | 8,600人               | 36.1%増 |
| ONLYOPTION<br>(※) | 72,300人<br>(19,700人) | 59,300人<br>(20,800人) | 21.9%増 |

(※) ( ) 内の人数については当社のONLYOPTIONのみを利用されている会員数となります。

その結果、売上高9,358,929千円（前年同期比33.0%増）、営業利益1,525,049千円（同16.7%増）となりました。

(その他)

その他については、主に天然水宅配事業とハウスペンダー事業を行っております。天然水宅配事業につきましては、営業活動を縮小しているため保有顧客数が減少し、売上高、営業利益とも減少いたしました。また、ハウスペンダー事業につきましても、売上高、営業利益とも減少しております。

その結果、売上高586,188千円（前年同期比11.5%減）、営業利益120,664千円（同17.3%減）となりました。

(注1)「Only Customize Plan」とは、当社傘下代理店が企画したサービスや価格を反映し、代理店のオリジナルブランドのサービスとして顧客に回線提供を行うプランであります。

(注2)MVNEとは、大手キャリアより回線を借り受けて、MVNOに回線を卸す事業者のことであります。

## セグメント別売上高

| セグメント区分    | 第 25 期<br>(2021年3月期)<br>(当連結会計年度) |       |
|------------|-----------------------------------|-------|
|            | 金 額                               | 構 成 比 |
| M V N O 事業 | 9,358,929千円                       | 94.1% |
| その他        | 586,188                           | 5.9   |
| 合 計        | 9,945,117                         | 100.0 |

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と総額2,700,000千円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入未実行残高は900,000千円であります。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 22 期<br>(2018年 3 月期) | 第 23 期<br>(2019年 3 月期) | 第 24 期<br>(2020年 3 月期) | 第 25 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年 3 月期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売上高(千円)                 | 5,172,691              | 6,192,894              | 7,701,280              | 9,945,117                           |
| 経常利益(千円)                | 739,235                | 843,303                | 1,118,579              | 1,308,424                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(千円) | 509,909                | 584,996                | 749,025                | 912,451                             |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 86.97                  | 99.28                  | 127.05                 | 154.34                              |
| 総資産(千円)                 | 4,249,171              | 5,423,932              | 7,686,898              | 8,707,491                           |
| 純資産(千円)                 | 2,970,011              | 3,513,434              | 4,216,294              | 5,108,197                           |
| 1株当たり純資産額(円)            | 505.13                 | 596.06                 | 714.70                 | 863.16                              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 22 期<br>(2018年 3 月期) | 第 23 期<br>(2019年 3 月期) | 第 24 期<br>(2020年 3 月期) | 第 25 期<br>(当事業年度)<br>(2021年 3 月期) |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売上高(千円)       | 4,735,362              | 5,840,595              | 6,982,715              | 8,319,576                         |
| 経常利益(千円)      | 641,897                | 751,525                | 1,055,041              | 1,038,458                         |
| 当期純利益(千円)     | 435,212                | 523,530                | 747,694                | 780,674                           |
| 1株当たり当期純利益(円) | 74.23                  | 88.84                  | 126.83                 | 132.05                            |
| 総資産(千円)       | 4,203,765              | 5,400,419              | 7,536,507              | 8,216,802                         |
| 純資産(千円)       | 2,941,470              | 3,423,427              | 4,124,956              | 4,885,082                         |
| 1株当たり純資産額(円)  | 500.28                 | 580.79                 | 699.22                 | 825.46                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                    | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|--------------------------|----------|----------|-----------------------|
| 株式会社ライフスタイル<br>ウ ォ ー タ ー | 90,000千円 | 100%     | 天然水宅配販売               |
| 株式会社モバイル・プラ<br>ン ニ ン グ   | 10,000千円 | 100%     | モバイルW i - F i のレンタル事業 |

(注) イープレイス株式会社は、2020年12月24日付で解散し、2021年3月1日付で清算終了しております。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しとして、I o T、A I、ロボット、5 Gなどが登場し、我々のライフスタイルは大きな変革期を迎えようとしており、また、世の中全体がアフターデジタルへと進んでいくことでますますリアル社会とネット社会がシームレスになっていくことが予測されます。

このような状況のなか、2022年3月期は、中期経営計画「C o n n e c t i n g t o t h e F u t u r e」の初年度として、当該計画の目標達成に向けた諸施策に取り組んでまいります。

最重要課題は、モバイルW i - F i 事業以外にロボット事業を柱とする事および継続収入増加による安定経営を実施することであると認識しております。

これらの課題につきましては、以下の事項に重点的に取り組みます。

#### ① ロボット事業の基幹事業化に向けた経営資源の重点配分

「新しい家族に出逢える」をコンセプトとした「R o b o t P l a n e t」のショップオープンおよびプラットフォームとしてのロボット総合サイト構築により、ブランディング強化を図るとともにロボット事業への営業人員大幅増加、代理店展開を進めてまいります。

#### ② モバイルW i - F i 事業で安定した成長を目指すための事業モデルの構築

大手の行き届かない消費者の利用目的にフォーカスしたインターネットサービスを展開することでモバイルW i - F i 事業の安定的成長を目指してまいります。

#### ③ 各事業の成長を加速させるためのC R M分野の基盤強化

C R M本部を創設し、顧客との良好な関係を構築するためのマネジメント体制を強化してまいります。

これらの取り組みを通して、広く社会から支持され、持続可能な成長を実現できる様、グループ業績目標として、2024年3月期に連結売上高180億円、連結経常利益20億円、契約回線数26万回線を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

| 事業区分       | 事業内容                                                                       |
|------------|----------------------------------------------------------------------------|
| M V N O 事業 | モバイルデータ通信サービス、コミュニケーションロボットの販売、インターネットオプションサービス及びコンテンツの提供、モバイルWi-Fiのレンタル事業 |
| その他        | 天然水宅配サービス、ハウスペンダー事業                                                        |

(6) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

① 当社

| 名称    | 所在地    |
|-------|--------|
| 本社    | 大阪府大阪市 |
| 東京事業所 | 東京都品川区 |
| 大阪事業所 | 大阪府大阪市 |

② 子会社

| 名称               | 所在地    |
|------------------|--------|
| 株式会社ライフスタイルウォーター | 大阪府大阪市 |
| 株式会社モバイル・プランニング  | 東京都中央区 |

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|-------------|
| M V N O  | 187 ( 28) 名 | 44 ( 3) 名   |
| その他の     | 2 ( 5)      | △1 (△1)     |
| 全社（共通）   | 13 ( 4)     | 2 ( 2)      |
| 合計       | 202 ( 37)   | 45 ( 4)     |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 185 (28) 名 | 42名増（7名増） | 29.5歳 | 4.7年   |

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 556,006千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 448,994   |
| 株式会社紀陽銀行     | 300,000   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 300,000   |
| 株式会社みずほ銀行    | 205,000   |
| 株式会社滋賀銀行     | 100,000   |
| 株式会社関西みらい銀行  | 100,000   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 20,000,000株

② 発行済株式の総数 5,918,411株 (うち自己株式399株)

(注) 1. 新株予約権の行使による新株発行に伴い、発行済株式の総数は900株増加しております。

2. 取締役(社外取締役を除く)3名及び従業員に対して譲渡制限付株式報酬として2020年7月22日付で新株式17,792株を発行したことに伴い、発行済株式の総数は17,792株増加しております。

③ 株主数 2,230名

### ④ 大株主の状況 (上位10名)

| 株 主 名                              | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|-------------|---------|
| 佐 久 間 寛                            | 1,406,500 株 | 23.77%  |
| 有 限 会 社 サ ク マ ジ ャ パ ン              | 1,221,000   | 20.63   |
| 光 通 信 株 式 会 社                      | 586,400     | 9.91    |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2      | 583,800     | 9.86    |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3      | 548,800     | 9.27    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行          | 284,300     | 4.80    |
| 吉 本 正 人                            | 74,681      | 1.26    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                 | 54,900      | 0.93    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG | 49,700      | 0.84    |
| 佐 久 間 範 子                          | 45,000      | 0.76    |

(注) 持株比率は自己株式(399株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                           | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 |
|---------------------------|---------|-----------|
| 取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ） | 8,780 株 | 3 名       |
| 社 外 取 締 役                 | - 株     | - 名       |
| 監 査 役                     | - 株     | - 名       |

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「２．（３）⑤取締役及び監査役の報酬等」（18頁）に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                                | 第 2 回 新 株 予 約 権                               |
|------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                     | 2014年 7 月15日                                   | 2015年 3 月17日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                     | 8,750個                                         | 10,800個                                       |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる<br>株 式 の 種 類 と 数          |                     | 普通株式 26,250株<br>(新株予約権 1 個につき 3 株)             | 普通株式 32,400株<br>(新株予約権 1 個につき 3 株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                       |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 600円<br>(1 株当たり 200円)             | 新株予約権 1 個当たり 600円<br>(1 株当たり 200円)            |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                     | 2016年 7 月23日から<br>2024年 6 月22日まで               | 2017年 3 月18日から<br>2025年 3 月16日まで              |
| 行 使 の 条 件                                      |                     | (注) 2                                          |                                               |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 3,500個<br>目的となる株式数 10,500株<br>保有者数 1 名 | 新株予約権の数 1,200個<br>目的となる株式数 3,600株<br>保有者数 2 名 |
|                                                | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          |
|                                                | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          |

(注) 1. 2017年 7 月 1 日付で行った 1 株を 3 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                 |
|---------------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 佐 久 間 寛   | 株式会社ライフスタイルウォーター代表取締役社長<br>株式会社モバイル・プランニング取締役           |
| 常 務 取 締 役     | 吉 本 正 人   | 営業本部長兼東日本事業部長<br>株式会社モバイル・プランニング取締役                     |
| 取 締 役         | 松 下 正 則   | 管理本部長兼総務部長<br>株式会社ライフスタイルウォーター取締役<br>株式会社モバイル・プランニング取締役 |
| 取 締 役         | 長 谷 川 直 文 | 営業本部西日本事業部長<br>株式会社ライフスタイルウォーター取締役                      |
| 取 締 役         | 吉 田 憲 正   |                                                         |
| 常 勤 監 査 役     | 竹 井 一 茂   | 株式会社ライフスタイルウォーター監査役<br>株式会社モバイル・プランニング監査役               |
| 監 査 役         | 平 野 恵 稔   | 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー<br>株式会社パルグループホールディングス 社外監査役         |
| 監 査 役         | 三 嶋 政 美   | 税理士法人CROSSROAD 代表社員<br>株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役       |

- (注) 1. 取締役吉田憲正氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平野恵稔氏及び三嶋政美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三嶋政美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役吉田憲正氏、監査役平野恵稔氏及び三嶋政美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## ③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬限度額は、2015年11月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。同決議日時点の取締役の員数は4名です。

また、上記報酬限度額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、年額30,000千円以内とする旨を2018年6月26日開催の第22回定時株主総会において決議いただいております。同決議日時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業

員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件決定に関する方針を含む。）

（１）業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の開示計画における連結経常利益に到達していることを前提に、各職責・業績への貢献度等を踏まえたうえで、毎年、一定の額を一定の時期に支給することとしております。

また、業績指標として連結経常利益を選定した理由は、各事業年度利益計画に掲げている指標と整合しているためであります。なお、当事業年度における業績指標の目標は1,263百万円であり、実績は1,308百万円となりました。

（２）非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るため、業績指標を反映した譲渡制限付株式とし、各事業年度の開示計画における連結経常利益に到達していることを前提に、各職責・業績への貢献度等を踏まえたうえで、その額に応じた株式数を一定の時期に支給することとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役位・職責等に応じて業績連動報酬のウェイトを決定することとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の佐久間寛がその具体的内容について委任を受けるものとし、経営内容、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して、個人別の基本報酬の具体的な額を、並びに単年度の業績等に応じて業績連動報酬等の支給の有無及び具体的な額を決定する権限を有するものとします。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取巻く環境、経営状況等を当社において最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、非金銭報酬等である株式報酬は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議することとしております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）    |               |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|-------------------|---------------|--------------|-----------------------|
|                    |                    | 固定報酬              | 業績連動<br>報酬等   | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 90,820<br>(3,600)  | 75,255<br>(3,600) | 13,000<br>(－) | 2,564<br>(－) | 5<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 10,200<br>(4,800)  | 10,200<br>(4,800) | －<br>(－)      | －<br>(－)     | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 101,020<br>(8,400) | 85,455<br>(8,400) | 13,000<br>(－) | 2,564<br>(－) | 8<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与（賞与を含む。）を22,344千円支払っております。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、当社グループにおける連結経常利益としております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2015年11月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております、同決議日時点の取締役の員数は4名です。
6. 監査役の報酬限度額は、1999年5月25日開催の第3回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております、同決議日時点の監査役の員数は2名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役吉田憲正氏は、他の法人等の重要な兼職は行っておりません。
- ・監査役平野恵稔氏は、当社が顧問契約している弁護士法人大江橋法律事務所のパートナーであります、当社の顧問業務には一切関与しておりません。また、株式会社パルグループホールディングス社外監査役であります当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役三嶋政美氏は、税理士法人CROSSROAD代表社員、株式会社ダイレクトマーケティングミックス社外取締役であります、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役 に期待される役割 に関して行った職務の概要                                                                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 吉 田 憲 正 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。<br>主に他社の代表取締役または取締役を歴任し培われた企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、企業経営について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 平 野 恵 稔 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席、監査役会12回のうち全てに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。                                                                                        |
| 監査役 三 嶋 政 美 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席、監査役会12回のうち全てに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。                                                                                        |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16,600千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,600千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人は、「BJグループ行動規範」を率先垂範するとともに当社グループにおける企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程の遵守に努める。
- b. 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しならびに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的な「BJグループ行動規範」の徹底を推進する。
- c. 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制として内部通報窓口を設置し、内部通報制度の実効を図る。通報・相談を受けた内部通報窓口担当者は直ちに内容を調査するとともにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は再発防止策を検討し、全社的に再発防止策を実施させる。
- d. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の社外専門組織と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、「情報管理規程」に基づき、効果的な情報セキュリティ対策を推進する。
- b. 取締役は、重要な文書等の情報を法令ならびに「文書管理規程」及びそれに関連する各規程及びマニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録又は保存管理し、取締役・監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。
- b. 当社はリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。
- c. 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- d. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において報告する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a．取締役会を取締役の業務執行状況を監督する機関と位置づけ、原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- b．取締役会は、当社グループの中期経営計画ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- c．迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、経営会議を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営課題の検討および報告を行う。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a．子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「BJグループ行動規範」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。
- b．当社は、子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- c．監査役は、網羅的観点からモニタリング及び監査を実施し、改善を促すとともに、その結果を当社グループ各社に報告する。

ヘ．財務報告の信頼性を確保するための体制

- a．当社は、信頼性のある財務報告を作成し、その適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、同実施基準」に則り、内部統制システムを整備・運用する。
- b．当社グループは、内部統制システムが適正に機能していることを常に評価し、不備があれば、必要な是正を行い、改善を図る。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、当該使用人の取締役からの独立性確保に努めることとする。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- a. 監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、代表取締役および業務執行担当取締役より業務執行状況の報告を受ける。
- b. 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項ならびに業務執行の状況について報告する。
- c. 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとする。
- d. 取締役は、「内部通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を、その内容に含めるものとする。

リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的または随時に意見交換を実施する。
- b. 監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて独自に外部の専門家の助言を受けることができる。
- c. 監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

イ. 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「BJグループ行動規範」を定めるとともに全役職員に周知徹底を図っております。

ロ. 当社は、コンプライアンス意識の向上として、使用人に対して年1回以上コンプライアンス研修を実施、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、当社に関連する法令遵守についての認識強化、関連法令の改正があった場合についてはその改正点の確認を実施し、さらなる法令遵守の認識を深めております。業務上の課題の洗い出しや問題点の検討、審議した結果について部門責任者へ通達し、改善に向けた取り組み内容について、部門責任者から報告を受け、取り組み内容の進捗確認を実施しております。

また、当社は不正行為等の防止、早期発見及び是正のための内部通報制度を設けております。

ハ. 当社は、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、リスクマネジメント委員会を年2回、上期と下期にそれぞれ開催し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえた当社全体に関わるリスクを把握・評価し当社グループ全体のリスク管理を行っております。

ニ. 取締役は、取締役会において適時適切な報告を受けることで、迅速かつ適正な意思決定を行っております。意思決定及び報告については、「取締役会規則」に基づいて実施し、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づいて、作成、保存、管理及び廃棄を行っております。

ホ. 社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他の重要会議への出席を通じて、内部統制の構築及び運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室、取締役と定期的に情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。

ヘ. 内部監査室は、内部監査計画に基づき当社グループの内部統制の整備・評価を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告、必要に応じ、監査役と連携を図り改善策の指導・支援を実施しております。

ト. 反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制を整備し、契約書等への反社会的勢力排除条項の記載を継続しております。

チ. 当社は当事業年度において、代表取締役社長含む全役職員を対象として、インサイダー取引防止のための社内研修を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上にも努めております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)                 |           |
| 流 動 資 産           | 8,030,916 | 流 動 負 債                   | 3,425,208 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,415,039 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 237,863   |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 1,098,415 | 短 期 借 入 金                 | 1,800,000 |
| 割 賦 売 掛 金         | 5,418,650 | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 60,000    |
| 商 品               | 276,851   | リ ー ス 債 務                 | 482       |
| そ の 他             | 39,245    | 未 払 金                     | 812,751   |
| 貸 倒 引 当 金         | △217,285  | 未 払 法 人 税 等               | 221,939   |
| 固 定 資 産           | 676,574   | 賞 与 引 当 金                 | 78,962    |
| 有 形 固 定 資 産       | 50,202    | 役 員 賞 与 引 当 金             | 13,000    |
| 建 物 附 属 設 備       | 31,730    | 株 主 優 待 引 当 金             | 1,508     |
| 工 具 器 具 備 品       | 16,426    | そ の 他                     | 198,700   |
| リ ー ス 資 産         | 2,046     | 固 定 負 債                   | 174,085   |
| 無 形 固 定 資 産       | 309,811   | 長 期 借 入 金                 | 150,000   |
| の れ ん             | 255,903   | リ ー ス 債 務                 | 1,767     |
| そ の 他             | 53,907    | 資 産 除 去 債 務               | 22,318    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 316,560   | 負 債 合 計                   | 3,599,294 |
| 投 資 有 価 証 券       | 8,000     | (純 資 産 の 部)               |           |
| 長 期 貸 付 金         | 44,826    | 株 主 資 本                   | 5,108,197 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 127,329   | 資 本 金                     | 625,721   |
| そ の 他             | 208,321   | 資 本 剰 余 金                 | 249,102   |
| 貸 倒 引 当 金         | △71,915   | 利 益 剰 余 金                 | 4,233,822 |
| 資 産 合 計           | 8,707,491 | 自 己 株 式                   | △449      |
|                   |           | 純 資 産 合 計                 | 5,108,197 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計             | 8,707,491 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     |           |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 9,945,117 |
| 売 上 原 価                       |         | 4,320,258 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 5,624,859 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 4,344,061 |
| 営 業 利 益                       |         | 1,280,797 |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 63      |           |
| 雇 用 調 整 助 成 金                 | 27,376  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額               | 1,582   |           |
| 受 取 手 数 料                     | 3,441   |           |
| そ の 他                         | 3,125   | 35,589    |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 6,210   |           |
| リ ー ス 解 約 損                   | 1,750   |           |
| そ の 他                         | 1       | 7,961     |
| 経 常 利 益                       |         | 1,308,424 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 1,308,424 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 397,692 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △1,719  | 395,973   |
| 当 期 純 利 益                     |         | 912,451   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 912,451   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |         |           |         |           | 純資産合計     |
|------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 612,359 | 235,739 | 3,368,566 | △370    | 4,216,294 | 4,216,294 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |         |           |         |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |         | △47,194   |         | △47,194   | △47,194   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |         |         | 912,451   |         | 912,451   | 912,451   |
| 新 株 の 発 行                    | 13,272  | 13,272  |           |         | 26,545    | 26,545    |
| 新株の発行（新株<br>予約権の行使）          | 90      | 90      |           |         | 180       | 180       |
| 自己株式の取得                      |         |         |           | △79     | △79       | △79       |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額（純額） |         |         |           |         | —         | —         |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 13,362  | 13,362  | 865,256   | △79     | 891,902   | 891,902   |
| 当連結会計年度末残高                   | 625,721 | 249,102 | 4,233,822 | △449    | 5,108,197 | 5,108,197 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年 3 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )       |           |
| 流 動 資 産         | 7,240,167 | 流 動 負 債           | 3,179,952 |
| 現 金 及 び 預 金     | 858,615   | 支 払 手 形           | 137       |
| 受 取 手 形         | 14,108    | 買 掛 金             | 143,287   |
| 売 掛 金           | 857,918   | 短 期 借 入 金         | 1,800,000 |
| 割 賦 売 掛 金       | 5,418,650 | 1年内返済予定の長期借入金     | 60,000    |
| 商 品             | 276,851   | 1年内返済予定の関係会社長期借入金 | 100,000   |
| 前 払 費 用         | 15,266    | 未 払 金             | 781,973   |
| そ の 他           | 9,470     | 未 払 費 用           | 18,527    |
| 貸 倒 引 当 金       | △210,712  | 預 り 金             | 20,251    |
| 固 定 資 産         | 976,634   | 賞 与 引 当 金         | 69,451    |
| 有 形 固 定 資 産     | 47,869    | 役 員 賞 与 引 当 金     | 13,000    |
| 建 物 附 属 設 備     | 30,744    | リ ー ス 債 務         | 482       |
| 工 具 器 具 備 品     | 15,078    | 未 払 法 人 税 等       | 118,154   |
| リ ー ス 資 産       | 2,046     | 株 主 優 待 引 当 金     | 1,508     |
| 無 形 固 定 資 産     | 31,318    | そ の 他             | 53,177    |
| そ の 他           | 31,318    | 固 定 負 債           | 151,767   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 897,447   | リ ー ス 債 務         | 1,767     |
| 投 資 有 価 証 券     | 5,000     | 長 期 借 入 金         | 150,000   |
| 関 係 会 社 株 式     | 602,200   | 負 債 合 計           | 3,331,720 |
| 長 期 貸 付 金       | 44,826    | ( 純 資 産 の 部 )     |           |
| 長 期 前 払 費 用     | 23,913    | 株 主 資 本           | 4,885,082 |
| 差 入 保 証 金       | 108,820   | 資 本 金             | 625,721   |
| 保 険 積 立 金       | 45,302    | 資 本 剰 余 金         | 249,102   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 112,201   | 資 本 準 備 金         | 249,102   |
| そ の 他 の 投 資     | 25,876    | 利 益 剰 余 金         | 4,010,708 |
| 貸 倒 引 当 金       | △70,692   | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 4,010,708 |
| 資 産 合 計         | 8,216,802 | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 4,010,708 |
|                 |           | 自 己 株 式           | △449      |
|                 |           | 純 資 産 合 計         | 4,885,082 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 8,216,802 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 8,319,576 |
| 売 上 原 価                 | 3,484,307 |
| 売 上 総 利 益               | 4,835,268 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 3,887,819 |
| 営 業 利 益                 | 947,449   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 59,460    |
| 業 務 代 行 収 入             | 4,800     |
| 雇 用 調 整 助 成 金           | 27,376    |
| 受 取 手 数 料               | 3,441     |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 1,886     |
| そ の 他                   | 2,293     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 6,497     |
| リ ー ス 解 約 損             | 1,750     |
| そ の 他                   | 1         |
| 経 常 利 益                 | 1,038,458 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 1,038,458 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 260,247   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,463    |
| 当 期 純 利 益               | 780,674   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |           |          |              |           |      |           | 純資産合計     |
|--------------------------------|---------|-----------|----------|--------------|-----------|------|-----------|-----------|
|                                | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金    |           | 自己株式 | 株主資本合 計   |           |
|                                |         | 資本準備金     | 資本剰余金合 計 | そ の 他        | 利益剰余金合 計  |      |           |           |
|                                |         |           |          | 利益剰余金繰越利益剰余金 |           |      |           |           |
| 当 期 首 残 高                      | 612,359 | 235,739   | 235,739  | 3,277,228    | 3,277,228 | △370 | 4,124,956 | 4,124,956 |
| 当 期 変 動 額                      |         |           |          |              |           |      |           |           |
| 剰余金の配当                         |         |           |          | △47,194      | △47,194   |      | △47,194   | △47,194   |
| 当 期 純 利 益                      |         |           |          | 780,674      | 780,674   |      | 780,674   | 780,674   |
| 新 株 の 発 行                      | 13,272  | 13,272    | 13,272   |              |           |      | 26,545    | 26,545    |
| 新株の発行(新株<br>予約権の行使)            | 90      | 90        | 90       |              |           |      | 180       | 180       |
| 自己株式の取得                        |         |           |          |              |           | △79  | △79       | △79       |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>( 純 額 ) |         |           |          |              |           |      | —         | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | 13,362  | 13,362    | 13,362   | 733,479      | 733,479   | △79  | 760,125   | 760,125   |
| 当 期 末 残 高                      | 625,721 | 249,102   | 249,102  | 4,010,708    | 4,010,708 | △449 | 4,885,082 | 4,885,082 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年 5 月17日

株式会社ベネフィットジャパン

取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 高 木 勇 ⑩

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 池 田 哲 雄 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベネフィットジャパンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィットジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年 5 月17日

株式会社ベネフィットジャパン

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 高 木 勇 ⑩

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 池 田 哲 雄 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネフィットジャパンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の従業員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通を図り、事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための内部統制システムの運用状況を確認し、検証しました。なお、財務報告に係る内部統制については内部監査室及び太陽有限責任監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。

③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告をもとに意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。（財務報告に係る内部統制含む）

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年 5 月 20 日

株式会社ベネフィットジャパン 監査役会

常勤監査役 竹 井 一 茂 ⑩

監査役(社外監査役) 平 野 恵 稔 ⑩

監査役(社外監査役) 三 嶋 政 美 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開並びに経営基盤強化を踏まえたうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額は47,344,096円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社の今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

(2) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(3) また、資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものであります。これに伴い、趣旨が重複することとなる現行定款第7条を削除するものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 1. ～23. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>24. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 1. ～23. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>24. ロボット、IoT機器の販売</u></p> <p style="text-align: center;"><u>25. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                            | 変 更 案                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第8条～第18条（条文省略）                                                     | 第7条～第17条（現行どおり）                                                                               |
| （員数）                                                               | （員数）                                                                                          |
| 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。                                              | 第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。                                                        |
| （新設）                                                               | 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。                                                                    |
| （選任）                                                               | （選任）                                                                                          |
| 第20条 取締役は、株主総会において選任する。                                            | 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。                                            |
| 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                            |
| 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。                                        | 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。                                                                   |
| （新設）                                                               | 4 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。               |
| （新設）                                                               | （重要な業務執行の決定の委任）                                                                               |
|                                                                    | 第20条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| （任期）                                                               | （任期）                                                                                          |
| 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時                        | 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了す                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                          | 変 更 案                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会の終結の時までとする。                                                                                  | る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                                         |
| 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>                                           | (削除)                                                                                       |
| (新設)                                                                                             | 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                            |
| (新設)                                                                                             | 3 任期の満了前に辞退した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。          |
| (取締役会の招集通知)                                                                                      | (取締役会の招集通知)                                                                                |
| 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                     | 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                      |
| 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                              | 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                              |
| (取締役会の議事録)                                                                                       | (取締役会の議事録)                                                                                 |
| 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 | 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 |
| (報酬等)                                                                                            | (報酬等)                                                                                      |
| 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益                                                       | 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> | <p>は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第40条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                          |
| <p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                          |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                               | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                               | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                               | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                                                                                            |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                               | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出</p>                                                                                       |

| 現 行 定 款                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                          | <u>席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>                                                                                                  |
| (新設)                                                                                     | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> |
| (新設)                                                                                     | <u>(監査等委員会規則)</u><br>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>                                        |
| 第42条～第44条 (条文省略)                                                                         | 第36条～第38条 (現行どおり)                                                                                                           |
| (新設)                                                                                     | <u>(剰余金の配当等)</u><br>第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>                               |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br>(新設)<br>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 | (剰余金の配当の基準日)<br>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br>2 <u>当社の中間配当基準日は、毎年9月30日とする。</u><br>3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。        |
| (中間配当)<br>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。                              | (削除)                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第47条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第41条 （現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、第25回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )           | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | さ く ま ひろし<br>佐 久 間 寛<br>(1966年2月20日)    | 1988年11月 株式会社エスピージャパン設立<br>代表取締役社長就任<br>1996年6月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）<br>2008年5月 株式会社ライフスタイルウォーター<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2019年9月 株式会社モバイル・プランニング<br>取締役就任（現任）                | 1,406,500株             |
| 2         | よし もと まさ と<br>吉 本 正 人<br>(1975年8月11日)   | 1997年8月 当社入社<br>2000年4月 西日本地域部長<br>2001年6月 取締役就任<br>2003年4月 営業本部長兼東日本事業部長（現任）<br>2010年6月 常務取締役就任（現任）<br>2019年9月 株式会社モバイル・プランニング<br>取締役就任（現任）                           | 74,681株                |
| 3         | まつ した まさ のり<br>松 下 正 則<br>(1976年11月30日) | 2000年1月 当社入社<br>2006年4月 管理本部次長<br>2010年6月 取締役就任（現任） 管理本部長<br>2014年10月 株式会社ライフスタイルウォーター<br>取締役就任（現任）<br>2015年10月 管理本部長兼総務部長（現任）<br>2019年9月 株式会社モバイル・プランニング<br>取締役就任（現任） | 8,425株                 |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4          | は せ がわ なお ふみ<br>長 谷 川 直 文<br>(1977年10月13日)    | 1999年 8 月 当社入社<br>2004年 4 月 新商品開発課長<br>2009年 4 月 営業本部次長<br>2011年 6 月 取締役就任 (現任)<br>2015年 3 月 営業本部西日本事業部長 (現任)<br>2020年 4 月 株式会社ライフスタイルウォーター<br>取締役就任 (現任)                                                                                                                                                            | 7,993株                 |
| 5          | ※<br>きた なる やす ひろ<br>北 嶋 保 宏<br>(1967年 7 月13日) | 1990年 4 月 関西フェルトファブリック株式会社<br>入社<br>1994年 5 月 三井物産情報通信株式会社 (現：株式<br>会社ティーガイア) 入社<br>2001年 4 月 アメリカン・エクスプレス・インター<br>ナショナル・インコーポレイテッド<br>入社<br>2002年11月 クラビット株式会社 (現：ブロード<br>メディア株式会社) 入社<br>2005年10月 ソフトバンクBB株式会社 (現：ソフト<br>バンク株式会社) 転籍 部長<br>2019年 4 月 同社 執行役員副本部長<br>2020年 7 月 当社入社 事業戦略室長<br>2021年 4 月 CRM本部長 (現任) | 一株                     |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                                                 | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 6          | よし だ のり まさ<br>吉 田 憲 正<br>(1944年 4 月 8 日)                                                                                                                                                                                      | 1968年 4 月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱<br>U F J 銀行）入行<br>1998年 6 月 同行 常務取締役業務本部長<br>1999年 5 月 同行 代表取締役専務リテールカン<br>パニー長<br>2001年 6 月 株式会社泉州銀行（現株式会社池田<br>泉州銀行）代表取締役頭取<br>2009年10月 同行 代表取締役会長<br>2012年 6 月 同行 特別顧問<br>2014年 6 月 同行 特別顧問退任<br>2016年 6 月 当社社外取締役就任（現任） | 一株                     |
|            | <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>吉田憲正氏を社外取締役候補者とした理由は、他社の代表取締役または取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、有益なご意見やご指摘をいただけるものと期待したためであります。これらの経験や知見を活かし、経営を監視いただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくべく、社外取締役候補者として選定しました。 |                                                                                                                                                                                                                                                        |                        |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 吉田憲正氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、吉田憲正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 吉田憲正氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、吉田憲正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者が選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )        | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | たけ い かず も<br>竹 井 一 茂<br>(1949年4月27日) | 1973年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行<br>1998年2月 同 長田支店長<br>2000年2月 同 神戸地区営業部長<br>2000年10月 株式会社システムディベロップメント（現株式会社NSD）総務部長<br>2004年6月 同 取締役就任 総務部長<br>2006年7月 同 執行役員調査企画部長<br>2007年4月 NSDビジネスサービス株式会社<br>代表取締役社長就任<br>2008年8月 株式会社システムディベロップメント（現株式会社NSD）BCM部調査役<br>2009年2月 同 BCM部部長<br>2010年2月 独立行政法人日本万国博覧会記念機構理事就任<br>2014年6月 当社常勤監査役就任（現任）<br>2014年10月 株式会社ライフスタイルウォーター<br>監査役就任（現任）<br>2019年9月 株式会社モバイル・プランニング監<br>査役就任（現任） | 一株                     |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                                                                            | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 2         | ひらの しげ とし<br>平 野 恵 稔<br>(1963年 5 月 9 日)                                                                                                                                                                                                                  | 1989年 4 月 弁護士登録・大江橋法律事務所入所<br>1995年 7 月 同 パートナー就任 (現任)<br>2014年 6 月 当社監査役就任 (現任)<br>2020年 5 月 株式会社パルグループホールディング<br>ス社外監査役就任 (現任)                                                                                                                                                                | 一株                        |
|           | <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>平野恵稔氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門性の高い知識・経験等を有しており、引き続きこれらを当社の監査に反映していただけるとともに、当社経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくことを期待したためであります。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                           |
| 3         | みしま まさ み<br>三 嶋 政 美<br>(1966年12月29日)                                                                                                                                                                                                                     | 1994年11月 株式会社関総研入社<br>1999年 1 月 大和監査法人 (現監査法人彌栄会計<br>社) 入社<br>2001年 8 月 監査法人彌栄会計社 パートナー<br>就任<br>2001年10月 公認会計士・税理士三嶋事務所<br>代表就任<br>2012年 6 月 燦キャピタルマネージメント株式会<br>社監査役就任<br>2014年 6 月 当社監査役就任 (現任)<br>2016年 7 月 税理士法人CROSSROAD<br>代表社員就任 (現任)<br>2019年 3 月 株式会社ダイレクトマーケティング<br>ミックス社外取締役就任 (現任) | 一株                        |
|           | <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>三嶋政美氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門性の高い知識・経験等を有しており今後も外部の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することを期待したためであります。引き続きこれらを当社の監査に反映していただけるとともに、当社経営に対し有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断したためであります。                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                           |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平野恵稔氏及び三嶋政美氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、平野惠稔氏及び三嶋政美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、あらためて同内容の当該契約を締結する予定であります。
4. 平野惠稔氏及び三嶋政美氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、平野惠稔氏及び三嶋政美氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者が選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年11月18日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告「2. (3) ④取締役及び監査役の報酬等」（16頁から17頁）に記載のとおりであります。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役による長期安定的な株式保有の促進と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年6月26日開催の第22回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に取締役の報酬等の額（年額300百万円以内）とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、今後も移行前と同様に、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」でご承認をいただく予定の報酬額（年額300百万円以内）とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いしたいと存じます。

本株式報酬制度は、対象取締役の報酬と業績との連動性を高め、中長期的な業績目標の達成と企業価値向上に資するため、各対象取締役の職責や業績への貢献度を考慮して決定するものであることから、相当であると考えております。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案に係る対象取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値



会場：大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号  
大阪証券取引所ビル 3 F  
北浜フォーラム B・C室  
TEL (06) 6202-2311

TEL (06) 6202-2311

